

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 11 月 南箕輪村

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区分   | 南箕輪村職員 |             |              |              | 民間従業員       |            |              | A / B |
|------|--------|-------------|--------------|--------------|-------------|------------|--------------|-------|
|      | 職員数    | 平均年齢        | 平均給料月額       | 平均給与月額 (A)   | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢       | 平均給与月額 (B)   |       |
| 給食技師 | 人<br>6 | 歳月<br>46.11 | 円<br>312,900 | 円<br>334,700 | 調理師         | 歳月<br>42.1 | 円<br>246,700 | 1.36  |

「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における各職種職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」(A)とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間従業員データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 17 年～平成 19 年の 3 カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

#### (2) 年齢別職員数

|      | ～ 19 | 20～23 | 24～27 | 28～31 | 32～35 | 36～39 | 40～43 | 44～47 | 48～51 | 52～55 | 56～59 | 計 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 給食技師 |      |       | 1     |       |       |       |       | 1     | 2     | 1     | 1     | 6 |

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

行政職給料表(一)を適用しています。

##### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

該当する特殊勤務手当はありません。

### 2 基本的な考え方

平成 18 年 3 月に制定した南箕輪村第 4 次行政改革大綱に基づき給食は民間委託を視野に、正規職員から臨時職員への転換を図りながら、学校と保育園の給食のあり方について一体的な検討を進めています。

### 3 具体的な取組結果

職員の退職に伴う新規採用は行わず、臨時職員での対応を行うことにより、学校及び保育園の給食調理に従事する職員は、平成 18 年度から平成 19 年度までの 2 年間で 2 人の削減となっています。